



協働のまちづくり基本条例 Q & A

Q そもそも協働とは？ 

A 「協働」とは、お互いがそれぞれの立場や役割を認識しあい、自立した存在として、対等の関係で協力し合うことです。


市民だけ、行政だけ、事業者だけでは難しいことも、協働することによって、可能になったり、効果が高まったりすることが考えられます。

協働には、相互の信頼関係が不可欠です。

Q 条例前文の「市政は市民の信託に基づくもの」とはどういうこと？ 


A 憲法前文には、主権は国民にあること、国政は国民の厳粛な信託によるものであることが明記されています。八戸市では、憲法に則って、市政においても主権は市民にあること、市政は市民の信託に基づくものであることを協働のまちづくり基本条例の前文に明記しました。

つまり、「市の主権は市民にある」ことを明らかにしたもので、市長や議会、市の行政機関は、市民からの信頼によって委託され、市政運営を担っているということです。

Q 市民活動(NPO)や地域活動を促進するとどうなるの？ 

A 市民生活が多様化し、価値観も多様化する中、まちづくりのすべてを行政が担うことは難しい時代になっています。これからは、自らの手でまちづくりを行い、自らのまちは自らがつくるという市民の住民自治の意識が重要となっています。

市民活動(NPO)や地域コミュニティの活動は市民の自主的・自発的な活動であり、公益的な活動です。このような活動が活発化し、多くの市民が参画することが、自らの手で行うまちづくりに直結し、住民自治の実現につながるものと考えられます。

Q 条例には「市民投票ができる」とあるんだけど、市民投票ってなんですか？ 

A 市政において、市民生活に関わる重大な事態が生じた際に、直接、投票によって、市民にその判断を問うものです。

通常、市政に関することは、市民の代表で構成される議会で議論され、議決を通じて、さまざまな判断がされていますが、市民投票は市長や議会の判断が、より民意を反映したものとなるよう、直接、市民に意見を確認する方法です。

全国では、市町村合併の可否を問う市民投票(住民投票)が多数行われています。

平成17年4月1日
「協働のまちづくり
基本条例」
がスタート!!



「まちづくり」みんなの手で

この条例は、これからの八戸市のまちづくりの基本を定めるものです。

八戸市に暮らすみんなが、ともに知恵を出し合って、本当にこうあってほしい“八戸市”を目指してまちづくりを進められるよう、まちづくりの基礎となる仕組みとして、この条例をつくりました。

この条例には、八戸市のまちづくりの基本理念やまちづくりの主役は市民であることなどが定められています。

八戸市

協働のまちづくり基本条例の解説書は市民連携課で差し上げています。
また、市ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/machi/machidukuri/index.html>

問合せ

八戸市 市民生活部 市民連携課
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1
TEL.0178-43-2111 内線627



「協働のまちづくり基本条例」のあらまし

この条例には
どんなことが
書いてあるの？

市民

②子どもにも年齢に応じた参加権(第5条)

子どもも将来のまちづくりの主体として、その年齢に応じてまちづくりに参加し、教育を受ける権利を持っています。

ここで言う教育は、学校教育だけではなく、社会生活を通じての教育のすべてを含めています。

子どもの権利も
書いてあるなんて
すごいよね！



(注1) パブリック・コメント制度
基本的な政策等の策定にあたり、原案段階で広く公表し、市民から意見を募集し、提出された意見や情報を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続き。

(注2) 地域コミュニティ
ある一定の地域に属する人々が、自主性と自らの責任において、住み良い地域づくりを行う集団。

(注3) NPO
法人格の有無に関わらず、市民活動団体やボランティア団体など、一定のテーマを持って公益的な活動をする団体。

①まちづくりの主体は市民(第4条)

まちづくりは、そこに住む人々(市民)のためにあります。

市民はまちづくりの主体として、住みよいまちを実現していくために、市政に参画する権利を持っています。

市

③市の責任(第7条など)

市は、積極的な情報提供や説明責任、パブリック・コメント制度(注1)などによって、市民参加の機会を確保し、率先して、協働のまちづくりを推進する責任があります。

④協働の推進(第18条・19条・20条)

協働のまちづくりを推進するため、市も市民もそれぞれの役割の中で、市民活動や地域コミュニティ(注2)活動を促進するように努力しなければなりません。

⑤議会の責任(第9条)

市議会は、市の意思決定機関として、公正・誠実で、市民に開かれた議会運営を行わなければなりません。また、市政運営が市民の意思を反映したものとなるよう、調査・監視します。

事業者

⑥事業者も地域の一員(第6条)

会社や商店なども地域社会の一員として、これまで以上に地域への理解を深めていく必要があります。



この条例で何が変わるの？

●市が重要な政策や事業を検討したり、実施したりする場合には、必ず市民の意見を聞き、検討に市民が参画できるように仕組みを整えていきます。

★パブリック・コメント制度の確立

★委員公募制の充実

●市民や地域、NPO(注3)、事業者の皆さんのまちづくりのアイデアや思いを生かすことができるよう、仕組みを整備していきます。

★政策提案制度の整備

●市民の皆さんの自主的・自発的な活動を支援するよう制度を整備していきます。

★市民活動支援体制の充実

★地域コミュニティ活動支援体制の整備・充実